

野洲市資料提供

提供年月日	令和4年8月23日
担当部課	教育委員会 教育総務課 総務部 人事課
担当者	教育総務課 北脇 人事課 松井
連絡先電話番号	教育総務課 077-587-6014 人事課 077-587-6088

教育委員会所管事務の市長部局への移管について

令和4年3月議会全員協議会の報告案件の「今後の組織・機構の改編等」で、令和4年度中も継続して検討することになっている教育委員会所管事務の市長部局への移管につきまして、検討状況と今後の組織再編のスケジュール等を報告します。

1. 趣 旨

教育委員会における「学校教育に係る事務」以外の事務について、これまで市長部局へ移管することを検討してきました。

移管に伴うメリットやデメリットについて検討を行った結果、市民に身近な文化やスポーツに関する事務、文化財に関する事務について、地域振興やまちづくり分野を担う市長部局で所管することで、総合的かつ効率的、効果的に推進できることから市長部局への移管を進めるものです。

なお、この移管の方向性は、令和4年7月6日に開催しました総合教育会議で市長と教育委員が協議され、進める方向で確認されています。

2. 背 景

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（職務権限の特例）
文化・スポーツ(学校体育に関するものを除く。)・文化財(博物館を含む。)に関する事務は、当該法律の改正により、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が管理及び執行をすることが可能となっています。
この法律の改正は、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとする趣旨から行われています。
- 「野洲市教育振興基本計画第3期」で明記
市長部局への一部事務移管により、意思決定の迅速化を図るとともに、

学校及び就学前教育等に専念できる環境を構築すると明記しています。

3. 移管のポイント

(1) 文化・文化財に関する事務

- ・文化（芸術振興など）および文化財（博物館を含む。）の業務を市長部局が所管し、まちづくりを強化します。

(2) スポーツに関する事務

- ・スポーツ振興などの業務を市長部局が所管し、市民の健康づくりなどの施策との連携を強化します。
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に市をあげて取り組みます。

4. 組織再編及びスケジュールについて

移管後の組織体制については、現在、総務部（人事課）で検討を進めているところです。なお、市組織全体の改編となりますので、段階的な移管についても検討します。

【今後のスケジュール】

令和4年	8月～10月	組織体制の検討・関係課協議、庁議 条例改正（案）策定
	11月	議会全員協議会報告、議会定例会に条例改正（案）上程
令和5年	4月1日	事務移管（予定）

5. その他

- ・ふれあい教育相談センターのことばの教室事業の移管について

ことばの教室に関する事務は、就学前の子どもの発音やことばの発達、コミュニケーションの指導を行っており、福祉で対応することが合理的であることから、法改正による事務移管と合わせて、福祉部局（発達支援センター）への移管を進めます。

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

(職務権限の特例)

第 23 条 前 2 条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- (1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)。
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (3) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)。
- (4) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○「野洲市教育振興基本計画第 3 期」抜粋

施策 1 6 教育課題を的確に把握し、議論する総合教育会議の開催

(教育総務課)

今後、ますます複雑多岐になる教育制度について、それぞれテーマを設けながら、教育委員会と市長が一体となって、議論と検討を行います。

- ① 教育行政について、市長部局への一部事務移管により、意思決定の迅速化を図るとともに、学校及び就学前教育等に専念できる環境を構築します。

移管後の教育委員会所管事務

教育総務課
庶務担当、施設担当
学校教育課
学校教育担当、学校保健担当、幼稚園教育担当、 学校人権教育担当
幼稚園、小学校、中学校
生涯学習スポーツ課
生涯学習振興担当、青少年教育担当、 地域学校協働活動担当
ふれあい教育相談センター
野洲市教育研究所
野洲市学校給食センター
野洲図書館

市長部局へ移管する事務

生涯学習スポーツ課	
文化振興担当	事務移管
スポーツ振興担当	事務移管
国スポ・障スポ大会推進室	事務移管
スポーツ施設管理室	
施設管理担当	事務移管
総合体育館	事務移管
野洲市市民グラウンド	事務移管
野洲市中主B&G海洋センター	事務移管
野洲市健康スポーツセンター	事務移管
野洲市立なかよし交流館	事務移管
野洲市文化ホール	事務移管
文化財保護課	
文化財保護担当	事務移管
文化財啓発担当	事務移管
各史跡公園・史跡公園案内所	事務移管
歴史民俗博物館	
野洲市歴史民俗博物館	事務移管
野洲市弥生の森歴史公園	事務移管